

教職員向け資料

横浜市立大学 (YCU) における 合理的配慮

横浜市立大学 バリアフリー支援室

本資料の内容

1.合理的配慮の定義、位置づけ、障害学生数

2.YCUにおける合理的配慮提供の取り組み

合理的配慮の定義

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

障害者の権利に関する条約 第2条

合理的配慮の提供は法的義務

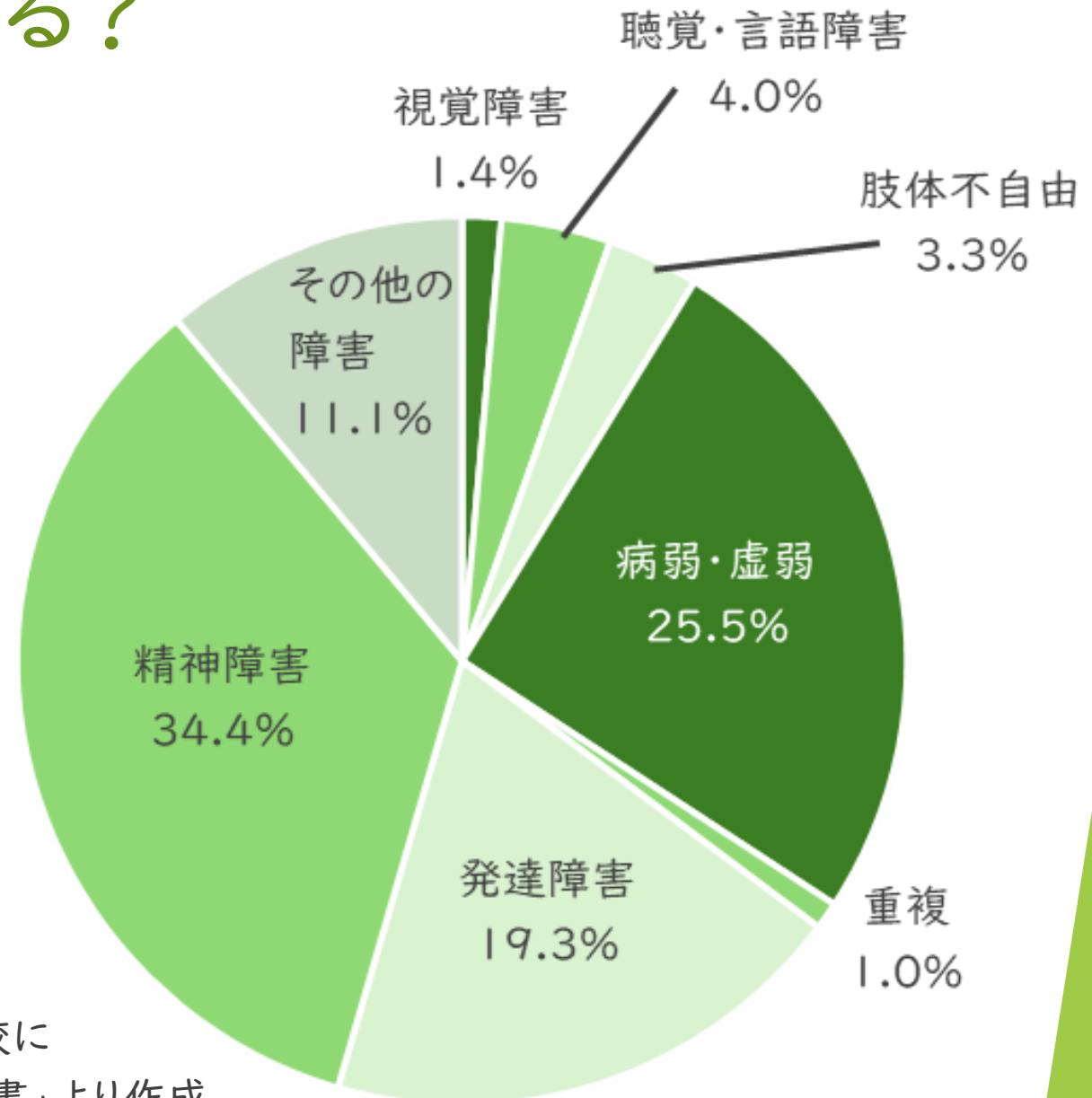
行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

障害者差別解消法 第七条2項

障害学生はどれくらいいる？

障害学生在籍率（大学・全国）

→ 1.69% (52,087人)



「令和 5 年度 (2023 年度) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」より作成

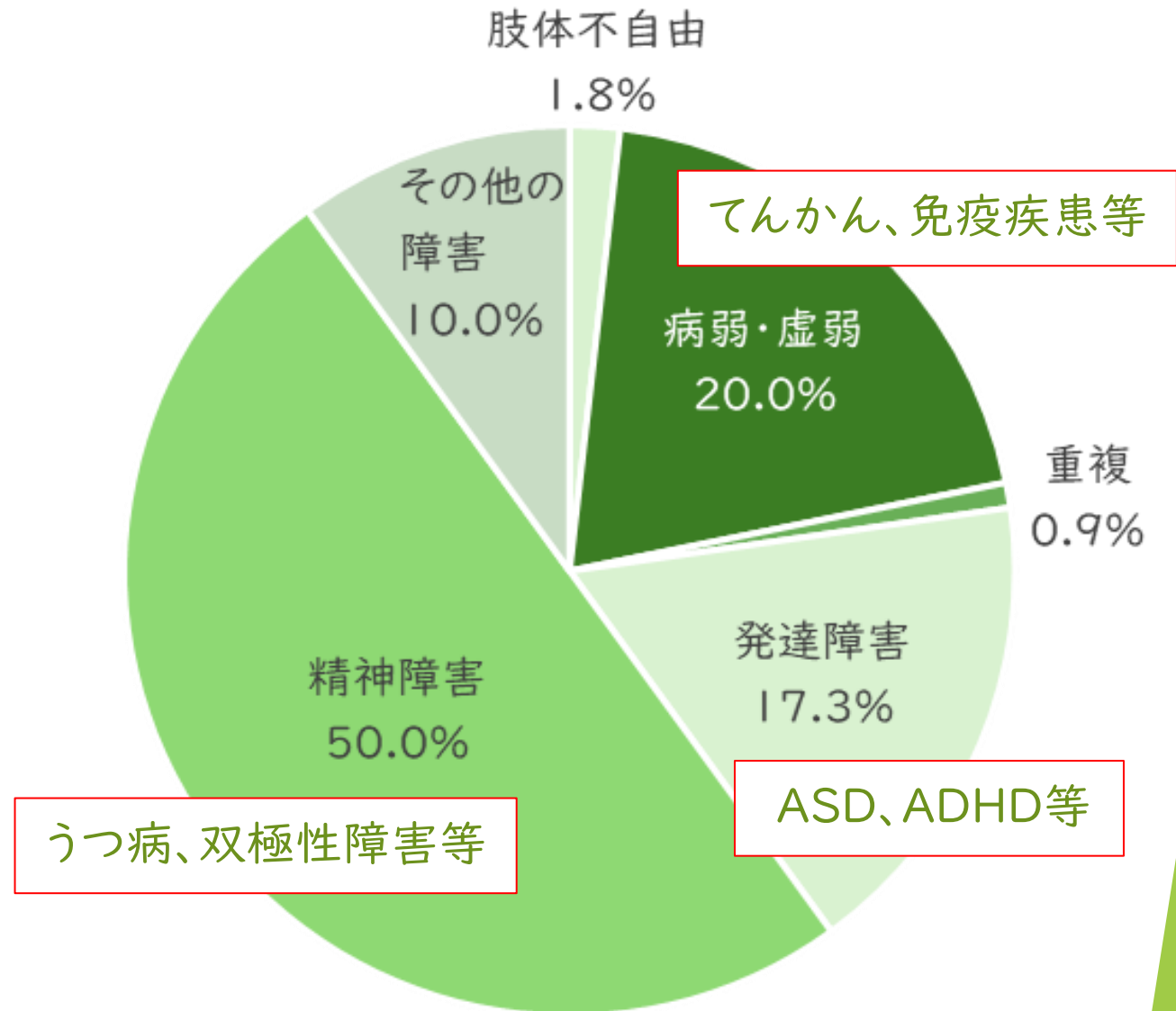
障害学生はどれくらいいる？

障害学生在籍率 (YCU)

→ 2.12%

(110人 / 5,198人)

(2023 年5月1日時点)



合理的配慮の実例

例1.

消化器疾患があり、緊張時に症状が出やすい学生に対して、試験時の座席指定や一時退出許可（情報共有）をおこなう。



例2.

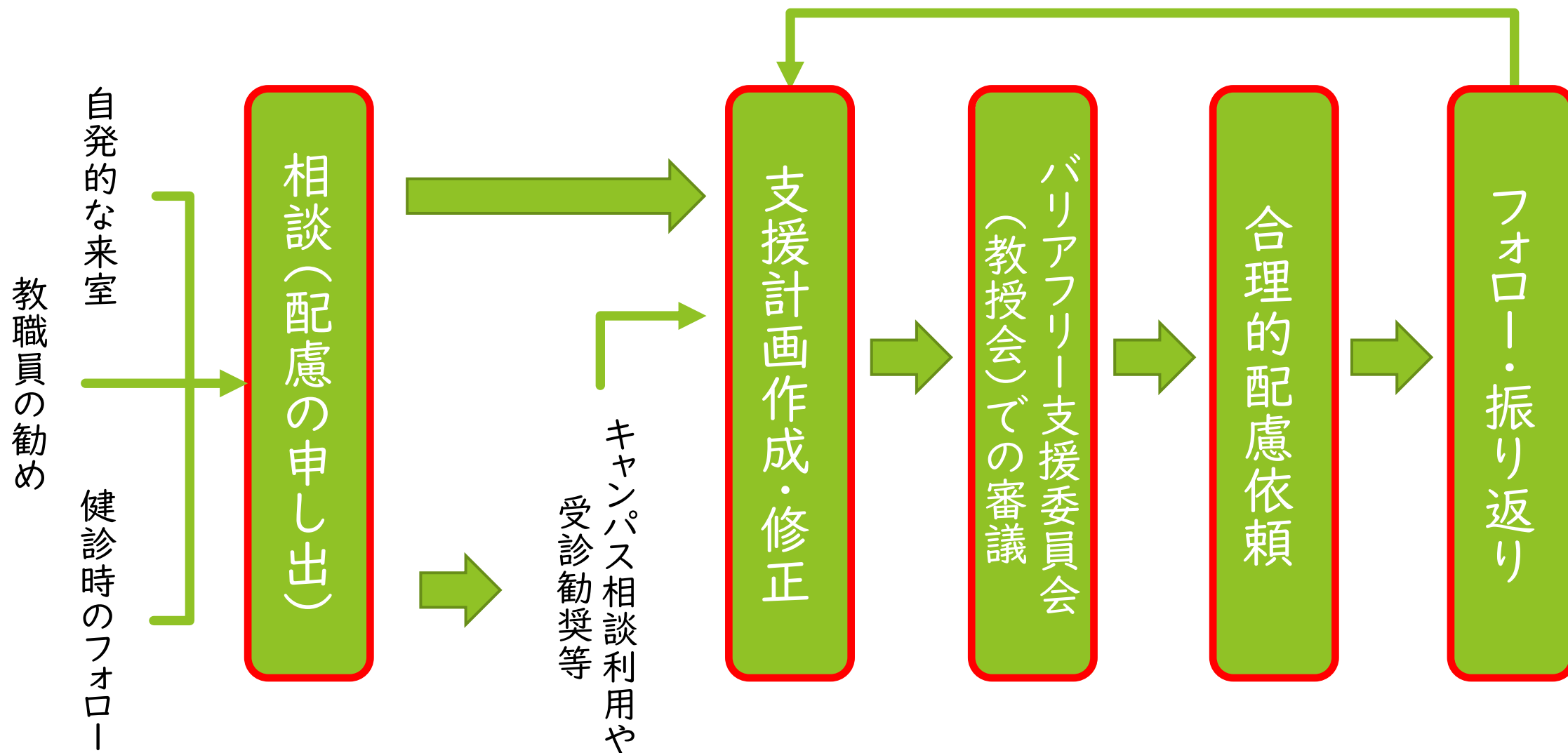
精神障害があり、気分の落ち込みによる欠席が生じがちな学生に対して、資料提供や課題による出席の代替をおこなう。



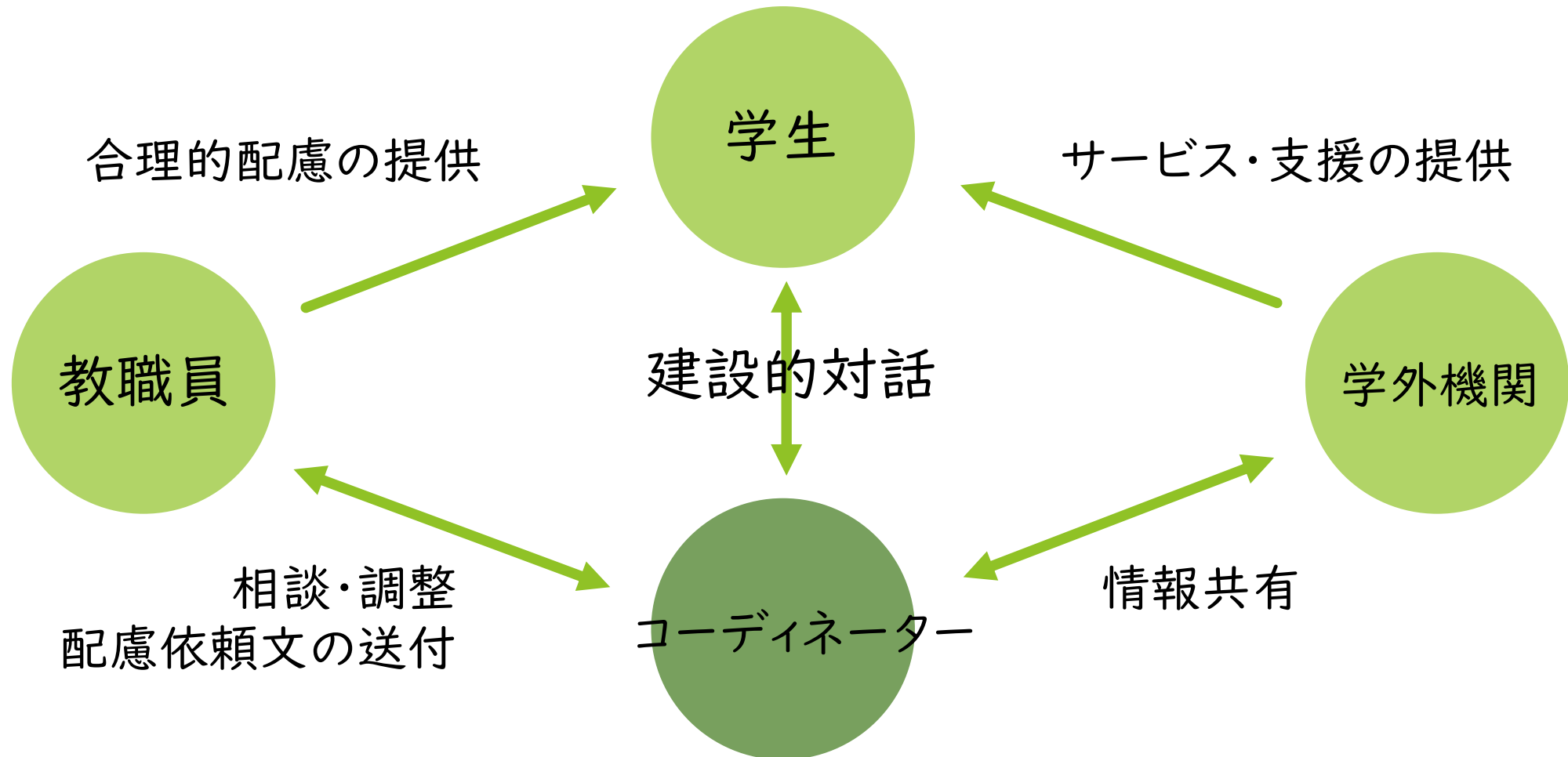
合理的配慮の原則

- 本人の申し出と建設的対話による合意形成に基づく
 - 均衡を失した又は（提供者に）過度な負担を課さない
 - 教育の目的・内容・評価の本質を変えない……他
- 環境や活動・障害の内容に応じた個別の検討

YCUにおける合理的配慮提供の流れ



バリアフリー支援室コーディネーターの役割・体制



バリアフリー支援室の窓口

八景キャンパス YCUスクエア1F
保健管理センター内

開室 月～金（平日） 9:00～17:00

TEL 045-787-2237

Mail ysupport@yokohama-cu.ac.jp

配慮内容・障害学生支援に関して、
気軽にご相談ください。